

教職員の不祥事根絶に向けて
一県民の皆さまへのメッセージ

教育は、児童生徒、保護者、県民の皆さまの信頼と支えによって成り立っています。その信頼を損なう行為は、教育の根幹を揺るがすものであり、決してあってはなりません。

しかしながら、近年、一部の教職員による不祥事が発生していることは、児童生徒や保護者の皆さまの信頼を大きく裏切るものであり、極めて憂慮すべき事態であると認識しております。

教育に携わる者として、また教育行政を担う立場として、心よりお詫び申し上げます。茨城県教育委員会では、こうした事態を重く受け止め、不祥事の根絶に向け、以下の重点的な対策を講じることといたしました。

1 飲酒運転の根絶

全ての教職員が、毎年4月に、「飲酒運転防止の根絶に向けた確認書」で、自らの行動を省み、責任を自覚するための確認を行います。

2 体罰の防止

全ての教職員を対象に、体罰について改めて考えるとともに、アンガーマネジメントに資する研修を行います。

併せて、生徒の学習用端末に「ネット目安箱」のアイコンを表示し、「いじめ・体罰解消サポートセンター」に相談しやすい環境を整えます。

3 盗撮やわいせつ事案の防止

県立高等学校及び中等教育学校の廊下天井に防犯カメラを設置し、教室と廊下の出入りを記録することで、盗撮・わいせつ事案の未然防止とともに、不審者対策や校内でのトラブルの未然防止・早期対応に取り組んでまいります（プライバシーに配慮し、教室内が映らないよう配慮します。）。

また、教室を始めとする校内に、不審なカメラ等が設置されないよう、管理職を含めた複数名による定期的な点検を行います。

こうした取組を着実に進めていくためには、教職員一人一人が、「不祥事を自分事として捉えること」、「自身の行為が本県の教育全体に影響を与えること」を強く意識し、不祥事の根絶に向けた取組を徹底していくことが、重要であると考えております。

茨城県教育委員会では、今後も、学校と一丸となって、教職員の不祥事の根絶に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

令和7年11月28日

茨城県教育委員会教育長 柳橋 常喜